

山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託に係る 公募型プロポーザル審査要領

1 審査・選定方法

- (1) 審査は書類審査により行う。
- (2) 審査員は「山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に定める審査委員とする。
- (3) 審査項目・配点は別表のとおりとする。
- (4) 審査項目は、別表で掲げる項目ごとに、2で定める配点基準に従い評価し、採点を行う。
- (5) 各審査委員の評価点の合計が最高点の提案者を最優秀提案候補者とし、各審査委員の合議により最優秀提案者を選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査委員の合議により決定するものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合でも、審査委員の評価点の合計が150点以上で、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、各審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。評価点の合計が150点未満の場合は、最優秀提案候補者としない。

2 配点基準及び採点

100点満点として、個別の配点基準は下記とおりとする。

	審査項目	審査視点	配点
1	運営体制及び事業実績	<ul style="list-style-type: none">・どのような方針で運営するのか。・運営体制は、責任管理及び業務遂行に必要な体制を整えているか。・安全、衛生管理は十分か。・廃棄物の回収、処理方法は適正か。・同様の事業実績があるか。	20
2	メニュー及び価格、営業時間、料金の徴収方法	<ul style="list-style-type: none">・メニューや価格は学生に配慮されたものになっているか。・栄養価、味、質への工夫はあるか。・営業時間は適正か。・料金の徴収方法は効率的か。	40
3	経営安定の工夫・アピールポイント	<ul style="list-style-type: none">・継続経営に向けた工夫が見られるか。・集客や関心を高めるための工夫はあるか。	40
合 計			100